

九州森林管理局保護林管理委員会運営要領

第1 趣旨

「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）第6の1の規定に基づき九州森林管理局保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、管理委員会の運営に関し必要な事項を定める。

第2 所掌

管理委員会は、九州森林管理局管内の保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行う。

また、緑の回廊の設定の必要性、木材産業、農林業等を通じた地域振興との調整等総合的な見地から検討を行う。

第3 組織

- 1 管理委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等から九州森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。
- 4 九州森林管理局長は、管理委員会の求めに応じて委員会の下に専門的な検討を行うための部会を設置することができる。なお、部会の運営要領については、別途定めることとする。

第4 運営

- 1 管理委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は議事を運営する。
- 3 委員長は、管理委員会の承諾を得て、委員の中から委員長代理を指名することができる。
- 4 委員長は、部会が設置されている場合には、必要に応じて部会の委員の出席を求めることができる。
- 5 委員長は、議事の運営上必要があると認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くなど、必要な協力を求めることができる。
- 6 管理委員会の議事は、原則公開とする。ただし、委員長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。
- 7 管理委員会の議事概要については、九州森林管理局のホームページを通じて公開する。

第5 事務局

管理委員会に関する庶務は、九州森林管理局計画課において行う。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が管理委員会に諮って定める。

附則 この要領は、平成28年10月21日から施行する。